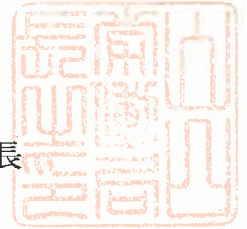


山口労発基 0708 第 7 号
令和 元年 7 月 8 日

山口県労働基準協会 会長 殿

厚生労働省山口労働局長



墜落・転落災害防止に向けた緊急要請について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労働基準行政の推進について、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少しています。しかしながら、休業4日以上之死傷者数は、昨年は前年より増加し、死亡者数も増加している状況です。

一方、第13次労働災害防止計画では、死亡災害を平成29年比で令和4年までに15%以上減少させることを目標としていますが、上記の労働災害発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

本年は、4月と5月に2件の墜落死亡災害が発生し、特に、全国安全週間が設定されている7月に入って、手すりの隙間から墜落し重傷を負う災害や天井裏での作業中に2名が墜落し1名が死亡するなど、墜落による重篤な災害が立て続けに発生している厳しい状況です。これらの墜落災害の内容を分析すると、製造業、建設業、第三次産業と特定の業種に限らず発生しており、災害発生原因としては、基本的な墜落防止措置が不十分なことによるものが認められる等、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

墜落・転落災害は、死亡や後遺症を引き起こす重篤な災害となる可能性が高いものです。高所からの墜落災害を防止するために、法令では作業床の設置・墜落制止用器具の使用（労働安全衛生規則第518条）、囲い等の設置（同規則第519条）などの災害防止対策を事業主に求めています。また、建設現場などで広く使用されている足場からの墜落・転落災害防止措置につきましても同規則で詳細に定められているところです。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

つきましては、墜落・転落災害による被災者をこれ以上発生させないために、貴団体の労働災害防止に向けた取組の強化を図られるとともに、傘下会員事業場に対しては高所作業における墜落防止措置の状況を今一度総点検していただくよう周知、ご指導を要請いたします。